

ウガンダ難民 A さん(判決リスト・事例2)のケースから見える 入管法改正案の問題点

1 空港で「LGBT が理由で帰れない」と入管に伝えたところ、直ちに収容され、収容されたまま約一月で難民不認定処分、退去強制令書発付された

= 難民認定が正しくなされない結果、1回目の難民申請中でありながら、速やかに送還されるべき「送還忌避者」となった。

2 難民不認定処分に対し、審査請求を行い、口頭意見陳述も求めたが、「申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であっても、何ら難民となる事由を包含しない」として口頭意見陳述は実施されず、審査請求も棄却された。

= 審査請求手続が「難民などいない」との思い込みで行われており、機能していない。

3 A さんは収容後 2 カ月程度で仮放免になった。空港収容のケースなので、日本に知り合いがいないため、支援団体が仮放免の保証人を引き受けた。その支援団体は、監理措置導入後は監理人にはなれないと言っている

= 監理措置導入後であれば、監理人になる者がいない結果、収容が続いたおそれがある。

⇒ 必要なのは、A さんのような人を「速やかに送還」するのではなく、A さんのような人を送還忌避者にせず、速やかに正しく難民認定を行うことである。

A さんは、現行法下でも十分に苦しんだが、改正法案が通れば、収容が逆に長引き、よりひどい状況に置かれる可能性がある。